

第2章 岩出山伊達家の武士と地域史

荒 武 賢 一 朗

はじめに

本稿は、近世日本における有数の大名、仙台伊達家の一門であつた岩出山伊達家に仕えた国井氏の由緒書を中心に、仙台からみれば「陪臣」にあたる武士のありようを明らかにする。そのなかで重視しておきたいのは、仙台領本体の状況と、その配下に位置する岩出山伊達領の機構を踏まえることである。また、それらの成果を通じて、日本近世史全体と岩出山の地域史がどのような接点を持つのかを探っていきたい。

仙台伊達家の家臣については、古くから多くの研究蓄積が存在する。⁽¹⁾ そのなかでも近年では『仙台市史』のほか、専論としてジョン・F. モリス『近世武士の「公」と「私』』⁽²⁾ が大きな成果であろう。モリスの好著は、一八世紀末の仙台藩士・玉蟲十蔵に注目し、十蔵自身が書いた日記から、知行高一五〇石の武士を克明に描いた。また、玉蟲個人の足跡を語るのみならず、大名家の藩士を支える財政基盤、そして彼らが身を置いた藩政や支配機構にも鋭く迫っている。このようなモリスの研究視角に刺激を受けながら、本稿では玉蟲より知行高が少なく、しかも直臣ではない陪臣にあたる国井氏を取り上げて、岩出山伊

(1) たとえば初期の家臣団研究では、齋藤鋭雄「仙台藩の家臣団構成―成立期の考察―」、『日本歴史』二一九号、吉川弘文館、一九六六年)がある。

(2) 『仙台市史』通史編三(近世一)、仙台市、二〇〇一年。『同』通史編四(近世二)、二〇〇三年。『同』通史編五(近世三)、二〇〇四年。ジョン・F. モリス『近世武士の「公」と「私」―仙台藩士玉蟲十蔵のキャリアと挫折―』清文堂出版、二〇〇九年。

達家の財政構造などにも言及したい。

一 岩出山伊達家と家臣たち

岩出山伊達家は、伊達政宗の四男・宗泰を祖とする。慶長八年（一六〇三）に政宗が岩出山から仙台へ居城を移した際に、岩出山城を宗泰に与えたことに始まる。所領は、岩出山のある玉造郡を中心に、明治維新までおおむね一万二千石から一万五千石を維持した。⁽³⁾

周知のごとく、仙台藩は成立当初より表高六八万石のおよそ半数を一門以下の親族や家臣に分知する支配機構を設けている。ここで設定される家格は、一門・一家・準一家の順に平士まであり、そのうち岩出山伊達家は最も上位の一門一家に属した。⁽⁴⁾この表1で挙げられている八家は、いずれも一万石以上の所領を持っていることから、「万石以上の大名格」と呼ぶこともできる。

そのような万石以上の実態を持った岩出山伊達家の家臣は仙台の直臣ではなく、陪臣ということになるが、この地において独自のいわゆる「家中（家臣団）」を形成している。これについては、『岩出山町史』で詳しく述べられているので、以下同書を引用しながら、この家中の規模について紹介しておきたい。⁽⁵⁾

岩出山伊達家の家中成立は不明であるが、初代宗泰の誕生後、山岡重長などの数人が宗泰付きであったと推測されている。延宝五年（一六七七）になると、家中三三五名ぐらいになっている。⁽⁶⁾その後、宝暦三年（一七五三）の調査では、侍・足軽を合わせて三八九名が存在した。一方、家中の知行高は、時期によって若干の変動はあるが、近世中期以降、

(3) 表1参照のこと。

(4) 表2参照のこと。

(5) 『岩出山町史』通史編・上巻、大崎市、二〇〇九年。以下では『町史』と略す。

(6) 前掲5『町史』、四〇〇頁。『岩出山町史文書資料集』四。

全体で約八〇〇〇石から八五〇〇石前後である。岩出山の所領が一万四千石ほどだったわけ、そのうち家来の領知が六割を占めていたことになる。つまり、純然たる伊達家の「直轄地」は半分以下であった。これは、仙台本家と同じ傾向で、家臣への領知分配が財政に大きな負担を与えていたことについては後述したい。

この分析を手掛けた齋藤鏡雄によると、三〇貫文（三〇〇石）以上の知行高を持っている

表1 江戸時代前期1万石以上の知行を持つ仙台伊達家の家臣

家 臣 (本姓)	居 館	政宗時代	忠宗時代	延宝年間
伊達大蔵 (白石氏)	登米	16,284 石	10,570 石	14,887 石
片倉小十郎	白石	15,600 石	16,013 石	17,357 石
伊達安房	亘理	14,721 石	20,000 石	23,853 石
石川民部	角田	14,400 石	17,876 石	21,389 石
伊達大膳	岩出山	12,812 石	13,127 石	14,236 石
伊達安芸 (亘理氏)	涌谷	12,000 石	20,000 石	22,644 石
伊達将監 (留守氏)	水沢	12,000 石	13,000 石	16,335 石
茂庭周防	松山	8,982 石	13,493 石	14,348 石

出典：『仙台市史』通史編3・近世1、2001年、161ページより転載。
掲載順は政宗時代の石高による。

表2 仙台伊達家の家中における「家格」

家 格	人 数
一門	11
一家	17
準一家	10
一族	22
宿毛	3
着座	28
太刀上	10
召出一番座	38
召出二番座	51
平士 (1000石以上)	6
平士 (500石以上)	68
平士 (100石以上 500石未満)	994
合 計	1258

出典：『仙台市史』通史編3・近世1、
2001年、156ページより転載。

たのは、永代家老席にあった手島家のみで、一〇貫文以上に範囲を広げてみても、手島家と同じく永代家老席の鮎田家、門脇家、と合わせて三家に限られた⁽⁷⁾。人数的に最も分厚いのは、一貫文(一〇石)から二貫文の拝領者で、全体の半数がこの階層に当てはまる。

表3は、幕末期の慶応三年(一八六七)三月作成の「岩出山家臣録」をもとにしている岩出山の家臣一覧である。「大名格」とはいえ、本藩と同じように家老以下のさまざまな役職がひしめいていることがわかる。中級以下の役職従事者はある種の「兼業」によつて生計を立てていた。それにしても、多くの役人たちを一万数千石の領民が支える構図には、大きな負担と無理が生じていたであろう。

二 窮乏する財政

江戸時代における大名家で、一貫して健全で潤沢な財政運営をおこなったところはほとんどない。大なり、小なり、「お金のやりくり」には日々苦勞をしていて、全国的におおよそ「江戸時代中期以降、藩財政が窮乏し、それが藩政改革へと結びついた」、と評価される。

近年、それは本当なのか、という疑問から、伊藤昭弘はさまざまな藩財政の内実を解き明かし、その窮乏に関する精緻な見直しを試みている⁽⁸⁾。伊藤の見解では、「藩財政の窮乏はなかった」ことになり、これは大変重要な歴史のとらえ直しといえよう。しかし、明治維新を経て結果的に全国の大名家が膨大な借財を抱え、その処理問題が新政府や財政当局者の頭を悩ましていた状況をどうみるべきか⁽⁹⁾。実際、江戸時代の名名家に資金供与や貸付

(7) 前掲5『町史』、四〇二頁。

(8) 伊藤昭弘の藩財政研究はたくさんあるが、代表的なものとして、①「藩財政再考―萩藩を事例に―」(大阪歴史学会『ヒストリア』二〇三号、二〇〇七年)、②「藩財政を考え直す」(荒武賢一朗編『近世史研究と現代社会―歴史研究から現代社会を考える―』清文堂出版、二〇一一年)、「近世後期の藩領国における資本循環構造と藩財政」(『歴史学研究』八八五号、二〇一一年)を明示しておく。

(9) 千田稔「藩債処分と商人資本―長田家の場合―」(『経営史学』一五巻一号、一九八〇年)、若林喜三郎「明治初年における藩債処分と大阪商人」(大阪歴史学会『ヒストリア』九六号、一九八二年)など。

表3 慶応3年(1867)岩出山伊達家の家中役列

<p>家老(5名) (家老指次) 奉業(5名)(本医師) ★若老・小姓頭兼任 小姓頭(5名) (小姓頭列者) (部屋番頭) 大番頭(3名) 右、大番頭以上 (一番座之席) 出入役(5名) ★側用人(5名) 仙台留守居(1名) 右、番頭以上 (二番座之席) 町奉行(3名)・評定 奉行・社寺奉行兼務 目付(5名) (目付列) (武頭格列) (武頭格) ★近習目付(2名) (三番座之席) 当地足輕頭(2名) 在郷足輕頭(2名) 弓頭(2名) (弓組足輕頭) ★長柄組頭(2名) ★先手組頭(2名) 小人頭・武頭兼務 (新足輕頭) ★屋敷奉行(2名) ・作事奉行兼務 作事奉行(2名)</p>	<p>(長柄組頭) 勘定奉行(2名) (四番座之席) 表金役(2名) 納戸金役(2名) 鷹番(5名) (守役) (部屋付人) ★供頭(5名) 勘定目付(1名) 右、詰所以上 (五番座之席) 櫛番(5名) 近習小姓(5名) 側小姓(5名) 奥小姓(5名) 祐筆(4名) 表小姓(5名) 留付(3名) 徒日付(5名) 檢地(3名) 本蔵役(2名) 長瀬蔵役(2名) 人馬割(1名) 召具足役・大番頭兼務 大工屋元締(2名) 大工屋小奉行・大工 屋元締兼務 扶持方並困糶方・大 番頭兼務 台所持(1名) 仙台台所持(1名) 奥方破損定奉行・大 工屋元締及び小奉行 兼務</p>	<p>用水方(1名)一大堰奉行 茶道(5名) 馬屋頭(2名) 鷹匠烏屋頭・馬屋頭兼務 野場横目(2名) 川役(2名) 上郷野場締(2名) 下郷野場締(2名) 馬方(3名) 伯耚(2名) 附物書(5名) 勘定所並子(定員なし) 留守居指代(1名) 尿前関所役(1名) 右、平士の職分 徒横目(5名) 大番頭下役(2名) 出入役物書(2名) 会議万物書(2名) 右、徒組の職分 町横目(2名)・本郷足輕 二十人組より選抜 隠し横目(2名)・本郷足輕 二十人組より選抜 門番(3名) 使番(2名) 飛脚(3名) 右、足輕職分 小人 口取 餌指 山守</p>
---	---	---

出典：『岩出山町史』通史編・上巻、2009年、364ページより転載。

をおこなっていた両替商たちが明治初期に次々と閉店（倒産）に追い込まれている。⁽¹⁰⁾つまり民間の金融を含めて議論は大きな展開をみせており、この財政の評価については賛否両論だが、今後も各地の大名家について実態を明らかにしていく必要があるだろう。その一環として、ここでは仙台伊達家と岩出山伊達家の財政状況について、特徴を述べておきたい。

まず、仙台については江戸時代中期どころか、初代政宗の時代より総じて財政難の傾向が認められる。⁽¹¹⁾二代忠宗期には一時的な改善があるものの、その後は再び悪化していき、家臣から徴収する手伝金をもって財源を補填していた。この手伝金による資金の確保は、元禄一〇年（一六九七）以降においては毎年実施されたという。

元文三年（一七三八）の段階で、仙台藩の表高（公称の領知高）は約六二万石で、実高（実際の領知高）は約一〇二万石であった。実高のうち、六三万石弱は一門以下のいわゆる「支藩」や家臣に与えた領知である。残る三九万石余りが蔵入地と呼ばれ、直接「藩本体」に税収が上がってくる構図だった。ただし、この直接収入も領知をもらっていない俸禄収入で生活する下級武士たちへの支給をはじめとして、さまざまな必要経費を差し引かなければならなかった。この元文三年の記録で、蔵入地収入は米一二万四千石余り、金三万八千両余りとなっている。ここからさきの経費を引いた「純利益」は、米五万七千石余り、金は約二万五千両と計上されていた。実質的に百万石の所領を誇り、全国でも有数の大名だった仙台藩でも自由に使える資金というのは極めて小さいものだったと指摘できよう。

右の数字だけみても、仙台藩における財政の厳しさが伝わってくるが、それより二〇年

(10) 仙台藩と大坂商人の関係も含めて、荒武賢一朗「商人と権力が交差する都市―近世後期の大阪を事例として―」（近刊予定）で考察をしている。

(11) 前掲2『仙台市史』通史編三。以下、仙台藩財政の記述は同書を引用する。

前の享保三年（一七一八）の調査ではもつと深刻な状況が認められており、むしろ元文三年の財政は改善傾向にあった。その良い状態への導きは、家臣の知行高を削減すること、そして年貢収入の微増を得られたことが要因に挙げられる。しかしながら、実高の六割以上を家臣給付に回している支出体制で健全化を指向することは困難であった。元文年間以降は、再び悪化に陥り、藩に出入りする蔵元商人たちから多額の借金を重ねていくことになる。

ここで述べた内容は、仙台藩研究のなかで長年培われてきたものであり、とくに目新しい発見ではない。しかし、強調しておきたいのは、江戸時代全般を通して、大藩だった仙台伊達家が家臣への知行・俸禄の比重が高い状況を維持し、極小の資金によって財政をまかなっていたことである。もちろん、少額の金穀で大きな領知の行政を保持することは難しく、当局は民間商人たちに融資を頼み、それが常態化していく。このような財政の悪化について、たとえば藩主家（ここでは伊達家）による出費、彼らが普段住み暮らす江戸での経費増大が理由として挙げられる。もちろん、出費の増加もあるだろうが、論点となるのは初代政宗の段階から資金繰りに窮していたことや、明治維新に至るまでほとんど「良好な財政」が確認できないことにある。その背景には、上述のような家臣への給付が極めて大きいことがあった。

さて、続いては岩出山伊達家である。岩出山伊達家は、「仙台藩一門衆」の一家として、江戸時代初期の政宗時代に一万二千八百石余り、続く忠宗時代には一万三千石を超え、延宝年間（一六七三〜八一年）には一万四千石以上の領知を得ていた。徐々に所領は増加していったが、岩出山は初期段階から財政難に陥っていたと推測されている。⁽¹²⁾ この財政の歴

(12) 前掲5『岩出山町史』。以下、この財政に関する記述は同書に依拠する。

史については、『岩出山町史』で詳述されているが、そのなかで論点となる二つの事例を紹介しておきたい。

①延宝四年（一六七六）五月

岩出山の財政当局は、このとき館下町（岩出山城下町）の有力商人・油屋長左衛門から約二千両の金子を借用している。これは、享保一三年（一七二八）までの五〇カ年賦という貸借条件で契約を結んだ。このような非現実的にもみえる長期貸借関係は、岩出山に限らず、仙台でもおこなわれているし、全国的にも広く行き渡った方式である。ただ、興味深いのは、これに続く経過だった。油屋に対して岩出山側は、借金の引当（担保）として領内三カ村（村高合計約一五〇〇石）の年貢収入を証文に書き込んでいる。現代風にたとえるならば、県庁や市役所が民間から融資を受け、その担保に徴収予定の市県民税を明記するようなものである。かたや、油屋側からすると、安定収入を担保にすることで多額の貸付を決めることができたとみえる。借入から数年を経過した天和二年（一六八二）、早くも岩出山伊達家の返済延滞が発生し、その結果として引当にあつた三カ村のうち二カ村（村高合計五百石）の年貢徴収を油屋が直接できることになった。つまり、これらの村々からの年貢米金は岩出山の役所にいったん収納し、それが油屋への返済資金に充当されたものだったが、うち二カ村に関しては役所を介さずに年貢のやりとりがおこなわれた。全国的にみて、いわゆる大名貸し（民間による領主向け金融）のなかでも、年貢徴税権の引当化と実際の権利行使は稀少な事例である。商人が直接徴収するような緊張した関係が続くも、この元金二千両の借り入れは宝暦二年（一七五二）になっても、およそ五百両の残

高があった。

ところでその二千両もの巨額はどこに使われたのだろうか。実は、この資金は岩出山伊達家が所有する仙台屋敷（大町）に当時の仙台藩主・綱村を招待するために用意された。しかもそのほとんどは、仙台屋敷内に新築された建物の造営費用に充てられたのである。

② 享保一六年（一七三一）

このときも岩出山伊達家は、佐藤屋三十郎、伊勢屋義兵衛という二人の商人から借金をしている。具体的な金額は定かではないが、その目的は清鏡院（岩出山伊達家四代村泰の妻）の「御別家（隠居所）」を建設することにあつた。よつて、延宝四年の二千両までは及ばないにしても、少なくとも数百両単位の融資を得たと推測できる。ここで借り入れた資金を元手に「殿様一家」の住居整備費に充当させているのである。先記の仙台屋敷造営にもつながるが、このような「殿様一家」の家計への入金は岩出山領全体の支出費目において上位につけている。ただ、一見すると「殿様の無駄遣い」が民衆を苦しめている、とも評価できようが、完全な搾取というわけではない。交渉の末、商人側も貸借取引として領主と向き合っているのである。

この二つの事例は、氷山の一角に過ぎないだろう。岩出山では、慢性的な「金欠体質」の財政が認められていて、危機的状況の都度、富裕な商人が助け船を出す融通がおこなわれていた。とくに財政支出の面に焦点を絞ると、家臣への給付、殿様一家・一族への投与、そして特別な行事が窮乏の引き金になっている。しかし、根底にあるのはやはりそもその基礎支出（家臣への給付）が支配領からの年貢収入に見合っていないことにあるだろう。

初期段階からの不均衡な基本収支が明治維新期まで尾を引くことになったのである。

三 国井家の由緒が語る地域の歴史

前置きが長くなったが、本題である国井家の分析に入ることになろう。その手がかりになる貴重な史料は、「国井家由緒書上并代々記録」である。⁽¹³⁾

これは後述するように、幕末維新期の当主（九代）喜哉よしなりの頃に作成された記録である。同家について、江戸時代初期から明治維新直後までのおよそ三百年にわたる歴史を要領良くまとめている。この史料を読み進めていくと、当然のごとく初期から中期にかけての記述は極めて簡単で、喜哉の時代に近づくにつれて、情報量も増加し、筆者である当代の頃の様子は鮮明に書かれている。ただ、初代から五代あたりまでの記述も少量ながら要所を押さえており、近世の小さな武家の歴史を形付ける格好の素材といえよう。それは、国井氏のみを歴史的経過だけではなく、その他の同僚武士や、ひいては近世岩出山の様子を解明できる、非常に貴重な文献である。

それでは、この由緒が語る意味を探っていくことにしよう。初代八郎左衛門は、江戸時代の初期に、一貫七百文の拝領を得て、岩出山伊達家初代宗泰の守役・山岡志摩守重長配下の給主組（徒士）に入る。そのことから「（山岡）志摩衆」の一員だったと伝えられる。八郎左衛門はその後、幼少期の宗泰の付け人となり、給主組から侍への昇格が許された。以下、国井家歴代当主の概要は、表4にまとめているので参照されたい。

折々の事件や役列の変化など、この史料には詳細な記載も含まれているが、ひとまず

(13) 国井家の概観は、前掲5『岩出山町史』四〇九～四一〇頁に記載がある。

表4 国井家歴代当主の概要

歴代当主	知行高	屋敷	役職	備考
1 八郎左衛門	1貫700文(17石)	(大学町?)	①山岡志摩配下の給主組→伊達宗泰附人	①別に1貫500文拝領→次男相続
2 十郎左衛門	1貫700文(17石)	(大学町?)	—	
3 清助	1貫700文(17石)	(大学町?)	—	
4 十郎左衛門	1貫700文(17石) → 2貫文→2貫500文	大学町→新規居宅・小家+鳴子村馬さくれ原に除屋敷	②作事奉行	③波多野作右衛門次男→養子
5 十郎左衛門喜昌	2貫500文(25石) → 1貫250文	(居宅・小家+鳴子村除屋敷)	②納戸金役→財用新役→罷免→出入見習→出入本役→大納戸格	
6 十郎左衛門	1貫250文(12.5石) → 2貫文→2貫500文	(居宅・小家+鳴子村除屋敷)	②膳番→小人頭→奥御用人→在郷足懸頭→奥御用人→出入役	
7 十郎左衛門	1貫733文	(居宅・小家+鳴子村除屋敷) →屋敷替	—	
8 十郎左衛門喜繼	2貫133文 → 1貫733文 → 2貫133文	? → 岩下小路+鳴子村除屋敷	②小姓→塾居 → 勘定所 → 勘定目附仮役 → 閉門 → 長瀬蔵役 → 勘定目附 → 勘定奉行 → 勘定目附 → 勘定奉行 → 長柄組頭・上郷村役 → 長柄組頭・本郷村役 → 長柄組頭・下郷村役 → 勘定奉行 → 出入仮役	③下野目村小野七郎右衛門家中阿部八郎の子供 → 養子
9 十郎左衛門喜哉	2貫133文 → 2貫333文	(岩下小路+鳴子村除屋敷)	②留附見習 → 祐筆 → 殿様江戸行の祐筆兼留附 → 祐筆 → 当代様(伊達邦直) 朱印書方 → 膳番兼祐筆 → 病氣のため罷免 → 膳番 → 納戸金役兼書物役 → 先手組頭・長柄組頭・検地上廻り・納戸金役・膳番 → 先手組頭・長柄組頭・下郷村役 → 検地上廻り・上郷村役 → 伊勢代参副使 → (明治元) 奥御用人 → 扁農	

出典：「国井家由緒書上并代々記録」。

上、最低の経営状況に陥ったことは明らかである。

筆者喜哉にとつては先代にあたる八代喜継も、小姓として役務に上がったあと蟄居を命じられ、勘定所に復帰するもまた閉門になっている。この際には、知行高も一時的に減知となったあと、元に戻された格好とみえる。

この表4の「役職」および「備考」欄には、①・②・③という記載を付している。これらと、史料から得られた他の情報を突き合わせて、いくつか私見を述べておきたい。最初の①は、初代八郎左衛門の役職に関するものである。前述の通り初代は当初、山岡志摩守の家来であり、給主組という侍より格下の徒士だった。岩出山伊達家からみれば、陪臣(ばいしん・またげらい)になる。つまり、岩出山伊達―山岡―国井という上下関係が成り立っていたが、そこから岩出山伊達家の直臣になるのである。付人という形で殿様の身の回りの世話係を担当した。それに関わって初代の終盤には、国井家の歴史で唯一、分家を設けている。新たに知行高一貫五百文を岩出山伊達家から拝領し、これを次男に相続させて、本家は長男に継がせたのである。それ以降、管見の限り、同家が分家を新設するような記述はみられない。この段階では岩出山の家中が膨張期にあり、まだ役列を増加させていく傾向にあったことも想定できる。こういう事実をみると家中成立期は組織が流動的で、拡大する兆候が認められよう。そもそもこのような組織的膨張は支配機構の頂点にある江戸幕府自体がそうであり、また仙台伊達家も同様である。その流れから岩出山でも後世の家臣への給付削減策が存在しない時期には、多分の知行や褒美を給付し、また分家の設置を促すことが円滑に実行された。

②は、四代から六代、そして八代・九代の役職についてである。さきにも処分について

ふれたが、褒賞や高評価によって加増と役職上昇の機会を得ていることも明らかだろう。この岩出山伊達家のなかでの地位を知行高でみると、国井家は最も分厚い階層に位置する。国井家の役職を考察したなかでの特徴は、大きく二つの系統に絞ることができる。第一は、勘定方、いわゆる財政担当の仕事を任されていることが多い。ほとんどの役職が財政関連であるといっても過言ではない。第二には、九代喜哉が就いたことで有名になる祐筆だった。祐筆は、岩出山伊達家の当主に関わる文書や公文書の作成を担当した。そしてそれらを管理する書物方にも出仕している。これらはあくまで推測の域を出ないが、職能がものを言う役職に就いていることで、それなりの教育を受けて、高い教養を有する人物にしかこなせない実務方の仕事であった。

③は、備考欄に示しているが、養子相続の記述が二回出てくる。四代および八代喜継が他家からの養子で当主の座についた。養子縁組か、婿養子であるのかは特定できないが、四代は家中の同僚筋である波多野家から、八代は下野目村から入っている。前者は、作事奉行の役を命じられており、建物普請などを担当したようである。八代の場合、蟄居や閉門の処罰を受けているものの、いずれも復帰を遂げて、長らく勘定奉行をはじめとする財政・地域統轄の要職を歴任した。これをみると優秀な人材を養子に迎えている様相が看取できよう。

喜継の後を引き継いだ明治維新時の当主喜哉は、文久二年（一八六二）に江戸、それから上方と伊勢に出掛けている⁽¹⁴⁾。これは公務で、岩出山伊達家当主邦直が伊勢神宮に祈願をしたら男の子（「大力様」）に恵まれたことから、御礼参りの代参一行の副使として選ばれたからである。もう一点、特筆すべきは明治維新のときに国井家はどうなったのかという

(14) この具体的な内容は、本書宮田尚夫論文に詳しいので、合わせて参照されたい。

経過である。戊辰戦争で仙台藩が敗れたあと、明治二年（一八六九）に邦直は岩出山から仙台屋敷に家族を連れて移住した。この際、喜哉も同行し、奥御用人という役職を得て、邦直一家の奥（家族）の世話係を担当している。喜哉は祐筆だったこともあり、邦直の子弟たちの手習いや学問を預かり、つまり教育係をやるということが記録のなかに含まれている。しかしながら史料の記述では「諸国一統奉還倍（陪）臣之分不残帰農」と表現されるように、全国的に陪臣は武士ではないとのことで帰農を命じられた。国井家は、仙台伊達家からみると、陪臣にあたることからこの規定に相当し、農家への転換を迫られる。その後、明治四年に邦直は北海道開拓を決断するが、そのとき国井家は岩出山に残留している。しかも居地に残って所有農地を拡大させているのである。限られた農地を集積することが可能になったのは、国井家のように岩出山に残る者と、邦直と一緒に北海道に移住する者があり、後者は前者に土地を売却し、それを元手に北海道開拓および自らの生活資金に充たさせた。そういう地域的な構造変化が明らかになるが、売買をおこなう双方の人々がある程度の資金を持っていたことが類推できる。断片的ながら、当地の歴史研究で注目されている北海道開拓と岩出山の地域史が重なっていることも指摘しておきたい。

おわりに 日本近世史のなかの岩出山―地域史の醍醐味―

本稿では、国井家の史料を手がかりに近世岩出山というひとつの地域史を明らかにしてきた。地域史研究そのものは、域内で完結するものではない。やはり、もう少し大きな地域設定で、当時の仙台藩領、あるいは東北地方一円、さらには日本史に、この岩出山の歴

史がどうつながるのかを考えることが重要である。筆者は、普段から大学の講義でも学生諸氏に話をしているが、我々が学校教育で学んできた日本の歴史、もしくは概説書やテレビで取り上げられる一般的な「歴史的事実」は本当に正しいのかを検証すべきだろうと考えている。以下、本稿の具体的内容と日本史総体との関係で浮かび上がってくる「疑問」を提示しておこう。

①江戸時代に藩はあったのか？

本論では便宜的に「藩」という表記を一部使用しているが、これはあくまで読者の理解を深めるための方策である。通説で縷々使用されてきた用語として、「幕府」・「藩」・「幕藩体制」などが挙げられる。これは、一般的に馴染みが深く、耳障りも心地良い。しかしながら、近年の研究でたとえば「藩」という呼称が正式に使用されるようになったのは、幕末期だったという興味深い学説がある。⁽¹⁵⁾それを進化させる形で、藤田貞一郎は「藩政」というのは歴史学的見地から不適であるとし、「領政」概念という主張を唱えている。⁽¹⁶⁾藤田の見解では、「藩政改革」は本来「領政改革」とすべきであり、仙台藩にたとえるならば、「伊達家」または「伊達家中」と表現するのが適切になる。仙台と岩出山の関係からすれば、「本藩と支藩」ではなく、「本家と分家」となるだろう。歴史とは実際の史料に忠実であるべき、というところに大きな示唆を受ける。大名家の本家と分家の関係も、最近いろいろな研究でその具体的なあり方が解明されてきている。⁽¹⁷⁾仙台伊達家は、本稿でもふれたように、多くの一族や家臣に分知をしていて、それぞれ分家について研究が進められてきた。今後さらに全国的な研究に応答しながら、一層の深化を図るべきだろう。

(15) 青山忠正『明治維新の言語と史料』清文堂出版、二〇〇六年。

(16) 藤田貞一郎『領政改革』概念の提唱―訓詁学再考―』清文堂出版、二〇一一年。

(17) 野口朋隆『近世分家大名論―佐賀藩の政治構造と幕藩関係―』吉川弘文館、二〇一一年、同『江戸大名の本家と分家』吉川弘文館、二〇一一年。

②江戸時代の支配―領主と領民の関係―を考える

一般的に江戸時代の支配は、領主が領民たちから年貢を取り立てて、農民たちは貧しい暮らしを強いられた、というのが印象深い。果たしてそうだろうか。実際に年貢の決定は、地域によってさまざまであるが、ほとんどが領主と領民による交渉による結果だった。一方的に領主が命令して、それがまかり通るわけではなかったのである。交渉の綱引きをやりながら、落としどころを見出していくのが年貢収納の実態だとすれば、岩出山でも同様のことがあったと推測できる。

支配組織において、領主が厳しく規制をかけ、領民が苦しんでいたという事実も完全否定はできない。ただ留意したいのは、「支配の適正規模」である。人口や領内の生産高にも関わるが、仙台伊達家の場合では、仙台城のほかにも、支配の司令塔たる城郭や要害があつて、武士たちの拠点が配置されている。一方で、伊達家とよく比較される九州地方の薩摩・島津家の場合でいくと、麓集落という外城とじょうが設けられ、鹿児島城下以外に武士がいる一二〇くらいの集住地域を置いている。在地に役人がいる、武士がいる、ということにどのような意味があるのか。役人が眼前にいて、領民は法令や年貢をごまかすこともできない。そういう意味では、伊達家は岩出山も含めて分領化を遂げていて、単純に所領を分配すると評価してはいけないのではないだろうか。実際の生活環境を鑑みて、広大な支配地を区分しなければ統括できなかったとみることも可能である。

③身分制（「土農工商」）の内実

通説では、江戸時代の土農工商は強固な身分制であつたとする見解も多い。その一方

で、武士と農民を兼業、農業と商業の複合生業化も数多く確認されている。岩出山の事例でもその動きを漂わせる史料を目にすることもあった。単純に、一人の人間がひとつの職業にみにか従事しない、と割り切れない社会がある。また、本稿でも取り上げたように、岩出山で興味深いのは、領主財政に商人たちが資金を融通するようなことがあった。これも全国各地でその実例を探してみると、かなりの数にのぼるのではないかと見通している。

このような指針を持ちながら、地域史研究が日本史全体につながっていくことを念頭に置きながら、今後も積極的な論理的展開を目指していきたい。